

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和6年8月8日（木）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

○林内閣官房長官（議長）

- ・ 本日、人事院から職員の給与改定等に関する勧告が行われたことを踏まえ、国家公務員の給与の取扱い等を協議するため、給与関係閣僚会議を開催する。

○河野国家公務員制度担当大臣

- ・ 今回の給与勧告は、民間給与の実態を反映し、月例給・ボーナスとも昨年に引き続き引上げ勧告となりました。
- ・ 政府としては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急に結論を出す必要があると考えます。
- ・ なお、今回は給与勧告のほか、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出も提出されているため、法改正に向けた検討を進めてまいります。また、特別職の国家公務員の給与の取扱いについても検討してまいります。

○鈴木財務大臣

- ・ 今回の人事院勧告を実施した場合における給与改定の所要額は、一般会計で約3,530億円、特別会計で約1,370億円となり、重複分を差し引いた純計は、約3,820億円となります。
- ・ 一方で、現在の財政は極めて厳しい状況にある中で、長時間労働是正のための勤務時間管理、業務効率化及びマネジメント改革等に着実に取り組むことに加え、職員構成の高齢化等に伴う構造的な人件費の増加を抑制するとともに、既存体制を厳しく見直すこと等により、総額の増額の抑制に努めなければなりません。
- ・ 財政当局としては、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には変わりありませんが、2025年度のPB黒字化を目指す中、今般の勧告の内容は人件費の大幅な増加要因となるものであり、給与制度のアップデートも含め、その取扱いについては、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○松本総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の定めるところにより、国家公務員の給与等を考慮して決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処するものと考えております。
- ・ 国家公務員給与において勧告・報告された給与制度のアップデートについては、その内容等を十分踏まえつつ、地方公務員における対応方針について検討したいと考えております。
- ・ また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○武見厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

○新藤内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

- ・ 我が国経済を成長型の新たなステージへと移行させるためには、物価上昇を上回る賃金上昇を実現し、消費を回復させ、民需主導の持続的な成長につなげていくことが重要です。
- ・ こうした中、33年ぶりの高水準となった今年の春季労使交渉の結果に加え、診療報酬の改定や最低賃金の引上げ等が順次反映され、今後、経済全体で見て、賃金上昇が物価上昇に追いついていくことが期待されます。
- ・ 今回の人事院勧告の内容は、こうした動きと整合的なものであり、また、地方経済や中小企業への賃上げの波及・定着にも寄与するものと考えます。
- ・ このため、政府としては、国家公務員給与について、今回の人事院勧告の趣旨を尊重し、適切に対応をしていくべきであると考えます。

○林内閣官房長官（議長）

- ・ 国家公務員の給与等の取扱いについて、関係閣僚から御意見をいただいた。人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、国家公務員の人材確保の重要性も踏まえ、更に検討を進めていただきたい。

以 上